

大家さんからもマイナンバーを取得してください

マイナンバーの記載が必要な法定調書

- ・ 給与所得の源泉徴収票
役員、従業員、パート、アルバイトなど
- ・ 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書
税理士、弁護士、社会保険労務士、講演料など
- ・ 不動産の使用料等の支払調書
大家さん



大家さんからもマイナンバーを取得してください

地代・家賃を支払っている事業者は大家さんのマイナンバーを入手する必要があります。
(支払先が個人で年間支払額が15万円を超える場合)
翌年1月に提出する資料に添付しますので、早めに依頼をお願いします。

依頼するための書面をご用意しました

裏面のような形で、大家さんへマイナンバーをいただけるように依頼してください。
必要があれば、大平会計で清書いたしますので、お申し付けください。

マイナンバーを提示していただけない方への対応

法定調書の提出義務は、事業主にあります。
どうしても提示していただけない場合は、その経過等を保存・記録などをおきま
しょう。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

マイナンバーの提供のお願い

住所：〇〇県～

様

住所：〇〇県～

株式会社 〇〇〇〇

平成28年より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という）が施行されました。それに伴い、「不動産の使用料等の支払調書」の作成事務手続きを行うため、マイナンバー（個人番号）を当社へご提供して頂く必要がございます。

つきましては、お手数をおかけしますが、下記書類を 月 日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 利用目的

「不動産の使用料等の支払調書」作成事務

物件： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地の店舗家賃

2. 提出していただく書類（①、②いずれかの書類）

- ①本人の「通知カード」のコピー及び、本人確認書類（下記参考）
 - ・ 顔写真付き証明書の場合いずれか1部
→ 運転免許証、パスポート等
 - ・ 顔写真の無い証明書の場合いずれか2部
→ 健康保険証、国民年金手帳、住民票、戸籍の附票の写し等
- ②本人の「個人番号カード」（両面）のコピー

【注記】

※提出されたマイナンバーにつきましては、マイナンバー法に従い、厳正に管理・保管させていただき、法令で定められている保管期間が過ぎたものについては、シュレッダーで裁断処理のうえ破棄致します。